平成３０年（フ）第３２２号
静岡市清水区押切14番地の２　市営旭ヶ丘団地617、旧住所静岡県富士宮市大岩295番地の７
債務者　加葉田　純
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月３日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第４２６０号
東京都台東区日本堤２丁目26－３－402
債務者　鳥山　勇
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４２９０号
東京都品川区中延２丁目７－15　宇佐美方１階
債務者　中田リユ子
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４２９３号
東京都板橋区徳丸２丁目18－４－206
債務者　桑原　謙治
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４３０４号
東京都江東区南砂２丁目３－５－226
債務者　小野川公三郎
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４３０６号
東京都目黒区東が丘１－21－15　東が丘荘424、住民票上の住所東京都墨田区業平１丁目３－６－601
債務者　中村　清子
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４３１０号
東京都足立区六月３丁目12－１　宮内サンハイツＢ　６号
債務者　米田　美彩
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４３１６号
東京都中野区沼袋３丁目18－６－203
債務者　渡邉　徹
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４３１８号
東京都板橋区赤塚１丁目８－14　ハビターレ・N203
債務者　鴨志田　愛
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４３１９号
東京都八王子市裏高尾町397－15－101
債務者　麦澤沙智子
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４３２１号
東京都東久留米市中央町２丁目３－３－409
債務者　松岡　孝之
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４３２８号
東京都町田市真光寺３丁目15－19－201
債務者　早川　祐介
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４３３３号
東京都江戸川区新堀１丁目21－16－101
債務者　増地希枝子
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４３３４号
東京都板橋区向原３丁目７－２－608　コーシャハイム向原２号棟
債務者　姉崎浩江こと　鈴木　浩江
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４３３６号
東京都大田区蒲田本町２丁目29－11－205
債務者　後藤　郁（旧姓轟木）
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部